

建設環境委員会資料

- 1 令和4年度 国の施策及び予算編成等にかかる重点要望項目の
予算化の状況等について ……………P1
- 2 報告事項
 - (1) 令和3年度補正予算国土交通省関係予算の配分について ……………P4
 - (2) 令和3年7月から8月の大雨災害による災害査定結果等について
……………P10
 - (3) 島根県住生活基本計画（素案）等について ……………P15（別冊1・別冊2）

令和4年1月13日

土木部

令和4年度 国の施策及び予算編成等に係る 重点要望項目の予算化の状況等について

1. 令和3年度 補正予算(R3.12.20 成立)に係る公共事業関係費(国土交通省)

(1) 規模

公共事業関係費 1兆5,706億円

この他、国土強靱化に資する道路ネットワークの機能強化(暫定2車線区間の4車線化)、空港の脱炭素化等の推進として、財政投融资3,221億円がある。

(2) 概要(計数は公共分)

- ① 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動(2,240億円)
 - 成長戦略(1,171億円)
 - 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～(1,069億円)
- ② 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保(1兆3,466億円)
 - 防災・減災、国土強靱化の推進(1兆213億円)
 - 自然災害からの復旧・復興の加速(3,154億円)
 - 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心(99億円)

2. 令和4年度 当初予算案(R3.12.24 閣議決定)における公共事業関係費の概要(国土交通省関係)

(1) 基本方針

「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を3本柱として、令和3年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図る。

- 大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進め、「流域治水」の本格展開、総合的な土砂災害対策の加速化・強化、地震、豪雨、豪雪等災害における人流・物流の確保のための交通ネットワーク整備、盛土による災害防止、インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築する。加えて通学路等の交通安全対策を図る。
- ポストコロナを見据え、産業の競争力強化等に資する社会資本の重点整備、住宅・建築物の省エネ対策や木材利用の促進等のグリーン化施策、国土交通分野のデジタルトランスフォーメーションなどを積極的に進める。
- 既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図るとともに、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。また、公共事業を効率的かつ円滑に実施し、順調な執行を確保するため、新・担い手3法を踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、適正な規模での発注等を推進する。また、新技術の導入やi-Constructionの推進、建設キャリアアップシステムの普及、技能者の賃金引上げ、週休2日の実現など、生産性向上や働き方改革等に取り組む。

(2) 公共事業関係費（国費）の規模（R3 補正予算を加算）

※R3 当初予算は、公共事業関係費から行政経費へデジタル庁一括計上分（129 億円）組換え前の予算である。

6兆8,186億円 対前年3,743億円減（0.95倍） 《金額単位：億円》

	R2 補正+R3 当初予算 (A)	R3 補正+R4 政府予算案 (B)	対前年比 (B/A)
公共事業関係費	71,929	68,186	0.95
補正予算	19,342	15,706	0.81
当初予算	52,587	52,480	1.00

(3) 主要事業の状況（国費）（R3 補正予算を加算）

※R3 当初予算は、公共事業関係費から行政経費へデジタル庁一括計上分（129 億円）組換え前の予算である。

※四捨五入の関係で表中の計数が一致しないところがある。

①道路事業 2兆4,751億円 対前年236億円増（1.01倍） 《金額単位：億円》

	R2 補正+R3 当初予算 (A)	R3 補正+R4 政府予算案 (B)	対前年比 (B/A)
道路事業	24,515	24,751	1.01
補正予算	3,861	3,642	0.94
当初予算	20,655	21,109	1.02

②治水事業 1兆1,181億円 対前年1,103億円減（0.91倍） 《金額単位：億円》

	R2 補正+R3 当初予算 (A)	R3 補正+R4 政府予算案 (B)	対前年比 (B/A)
治水事業	12,284	11,181	0.91
補正予算	3,917	2,697	0.69
当初予算	8,367	8,484	1.01

③港湾事業 3,215億円 対前年160億円減（0.95倍） 《金額単位：億円》

	R2 補正+R3 当初予算 (A)	R3 補正+R4 政府予算案 (B)	対前年比 (B/A)
港湾事業	3,375	3,215	0.95
補正予算	963	776	0.81
当初予算	2,412	2,439	1.01

④空港事業 328億円 対前年45億円減（0.88倍） 《金額単位：億円》

	R2 補正+R3 当初予算 (A)	R3 補正+R4 政府予算案 (B)	対前年比 (B/A)
空港事業	373	328	0.88
補正予算	—	—	—
当初予算	373	328	0.88

⑤社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金

社会資本整備総合交付金 6,365億円 対前年1,104億円減(0.85倍)

防災・安全交付金 1兆1,889億円 対前年897億円減(0.93倍)

《金額単位：億円》

	R2 補正+R3 当初予算 (A)	R3 補正+R4 政府予算案 (B)	対前年比 (B/A)
社会資本整備総合交付金	7,469	6,365	0.85
補正予算	1,157	547	0.47
当初予算	6,311	5,817	0.92
防災・安全交付金	12,786	11,889	0.93
補正予算	4,246	3,733	0.88
当初予算	8,540	8,156	0.96

令和3年度補正予算 国土交通省関係予算の配分について

1. 国の配分方針

○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づいて、

- I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止
- II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え
- III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

の四つの柱について、所要の経費を計上。

○また、公共事業の効率的な執行のため、いわゆる「ゼロ国債」を設定。

○これらの配分に当たっては、地域の実情や地方公共団体の要望等を勘案しつつ、高い緊急性と効果が認められる事業に重点をおく。

2. 直轄道路事業の配分状況

○県全体の配分額 66.04 億円は対前年度3次補正比 8.15

○山陰道の配分額 55.50 億円は対前年度3次補正比 7.50

(事業費)

箇所名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
改築 (山陰道関連)	740	28,917	5,550	7.50
出雲・湖陵道路	230	4,075	850	3.70
湖陵・多伎道路	—	2,005	290	—
大田・静間道路	—	5,486	890	—
静間・仁摩道路	—	4,597	1,030	—
福光・浅利道路	200	2,550	900	4.50
三隅・益田道路	250	9,844	1,000	4.00
益田・田万川道路	—	60	150	—
益田西道路	60	300	440	7.33
改築 (その他)	—	177	—	—
三刀屋拡幅	—	177	—	—
交通安全	—	1,241	704	—
電線共同溝	70	270	350	5.00
合計	810	30,605	6,604	8.15

○公共事業の効率的な執行のため、「ゼロ国債」（当該年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能）が出雲・湖陵道路及び三隅・益田道路に7.5億円設定された。

【ゼロ国債】

(事業費)

箇所名	R2 3次補正内示 (百万円)	R3 補正内示 (百万円)	対前年比 (R3/R2)
出雲・湖陵道路	—	250	—
湖陵・多伎道路	340	—	—
大田・静間道路	150	—	—
静間・仁摩道路	110	—	—
三隅・益田道路	—	500	—
合計	600	750	1.25

3. 直轄河川事業の配分状況

○県全体の配分額58.56億円は対前年度3次補正比1.22

○斐伊川改修は、大橋川の築堤など整備促進及び神戸川沈下対策のための52.52億円が配分された。

○江の川（下流）改修は、築堤などの整備促進のための2.49億円が配分された。

(事業費)

事業区分	箇所名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
河川改修費	斐伊川	3,200	2,432	5,252	1.64
	江の川 (下流)	1,155	2,000	249	0.22
	高津川	435	191	155	0.36
	河川改修計	4,790	4,623	5,656	1.18
河川工作物 関連応急対策事業	斐伊川	—	41	—	—
	江の川 (下流)	—	48	—	—
総合水系環境	斐伊川	—	593	200	—
合計		4,790	5,305	5,856	1.22

※斐伊川河川改修費には、鳥取県分を含む。

4. 直轄港湾事業の配分状況

- 浜田港の改修に6.4億円が配分された。
- 新北防波堤の整備促進を図るため、2.7億円が配分された。
- 浜田港の老朽化対策として、3.7億円が配分された。

(事業費)

事業区分	箇所名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
港湾改修費	浜田港 福井地区 防波堤 (新北)	400	250	270	0.68
	浜田港 福井地区 岸壁改良(老朽化対策)	1,000	100	370	0.37
合 計		1,400	350	640	0.46

5. 補助事業の配分状況

1) 一般国道改築事業

- 境港出雲道路の一部となる松江北道路に2.9億円が配分された。
- 公共事業の効率的な執行のため、「ゼロ国債」が松江北道路に0.9億円設定された。

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
国道431号 松江北道路	—	40	290	—
合 計	—	40	290	—

【ゼロ国債】

(事業費)

事業名	R2 3次補正内示 (百万円)	R3 補正内示 (百万円)	対前年比 (R3/R2)
国道431号 松江北道路	—	90	—
合 計	—	90	—

2) 無電柱化推進計画事業

- 道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成等を目的とした無電柱化推進計画事業について、1.0億円が配分された。

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
島根県無電柱化推進計画事業	10	682	100	10.00
合 計	10	682	100	10.00

3) 道路メンテナンス事業

○県全体の配分額 5.06 億円は対前年度 3 次補正比 1.10

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
橋梁長寿命化修繕計画	178	2,071	171	0.96
トンネル長寿命化修繕計画	79	174	42	0.53
道路附属物等長寿命化修繕計画	204	199	293	1.44
合計	461	2,444	506	1.10

4) 土砂災害対策道路事業

○県全体の配分額 2.58 億円は対前年度 3 次補正比 1.12

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
土砂災害対策道路事業	230	593	258	1.12
合計	230	593	258	1.12

5) ダム事業

○補助事業として実施している矢原川ダムについては、1.6 億円が配分された。

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
波積ダム建設事業	—	835	—	—
矢原川ダム建設事業	—	600	160	—
合計	—	1,435	160	—

6) 大規模特定河川事業

○頻発・激甚化する災害への対応として、これまで以上に計画的・集中的な事前防災対策を実施するため、塩冶赤川他 2 河川に対し、1.1 億円が配分された。

(事業費)

河川名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
塩冶赤川	—	580	74	—
湯谷川	—	438	10	—
中川	60	110	26	0.43
玉川	—	200	—	—
合計	60	1,328	110	1.83

7) 砂防事業（特定土砂災害対策推進事業）

○頻発・激甚化する土砂災害への対応として、計画的・集中的に事前防災対策を推進するため、大規模特定砂防等事業などに1.45億円が配分された。

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
大規模特定砂防等事業	2	70	10	5.00
事業間連携砂防等事業	120	802	135	1.13
合計	122	872	145	1.19

8) 港湾事業

○浜田港の臨港道路の整備に0.2億円が配分された。

○公共事業の効率的な執行のため、「ゼロ国債」が河下港に2.5億円設定された。

(事業費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)	備考
浜田港湾整備（重要）事業	50	265	20	0.40	臨港道路
河下港改修（地方）事業	200	520	—	—	
合計	250	785	20	0.08	

【ゼロ国債】

(事業費)

事業名	R2 3次補正内示 (百万円)	R3 補正内示 (百万円)	対前年比 (R3/R2)	備考
河下港改修（地方）事業	—	250	—	防波堤（沖）
合計	—	250	—	

6. 社会資本総合整備事業の配分状況

○社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の合計額 60.79 億円は対前年度 3 次補正比 1.38

(国費)

事業名	R2 3次補正 内示① (百万円)	R3 当初 内示② (百万円)	R3 補正 内示③ (百万円)	対前年比 (③/①)
社会資本整備総合交付金【加速化分】	602	—	678	1.13
道路事業	602	—	678	1.13
社会資本整備総合交付金【通常分】	10	6,634	84	8.40
道路事業	—	3,693	84	—
都市計画事業	10	209	—	—
下水道事業	—	1,956	—	—
建築事業	—	776	—	—
防災・安全交付金【加速化分】	3,778	—	4,682	1.24
道路事業	2,202	—	1,811	0.82
河川事業	535	—	1,744	3.26
砂防事業	315	—	636	2.02
港湾事業	187	—	178	0.95
都市計画事業	208	—	35	0.17
下水道事業	330	—	278	0.84
防災・安全交付金【通常分】	—	14,534	635	—
道路事業	—	11,112	635	—
河川事業	—	450	—	—
砂防事業	—	758	—	—
港湾事業	—	248	—	—
都市計画事業	—	401	—	—
下水道事業	—	1,152	—	—
建築事業	—	412	—	—
合 計	4,390	21,168	6,079	1.38
道路事業	2,804	14,805	3,209	1.14
河川事業	535	450	1,744	3.26
砂防事業	315	758	636	2.02
港湾事業	187	248	178	0.95
都市計画事業	218	610	35	0.16
下水道事業	330	3,108	278	0.84
建築事業	—	1,189	—	—

※上記には市町村分も含んでいる。

※四捨五入の関係で表中の計数が一致しないところがある。

令和3年7月から8月の大雨災害による災害査定結果等について

1. 災害査定結果

■災害査定実施状況

公共土木施設災害
港湾災害

第3次～第15次 査定
第1次 査定

(9月27日～12月24日 実施)
(11月16日～11月18日 実施)

(単位:千円)

地区	工 種															計			
	河川		海岸		砂防設備		地すべり		急傾斜		道路		橋梁		港湾				
	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	
県	松江県土	137	1,977,808	-	-	1	4,652	-	-	-	-	38	1,117,118	-	-	-	-	176	3,099,578
	松江市	111	1,482,299	-	-	1	4,652	-	-	-	-	34	1,048,817	-	-	-	-	146	2,535,768
	安来市	26	495,509	-	-	-	-	-	-	-	-	4	68,301	-	-	-	-	30	563,810
	雲南県土	188	4,246,612	-	-	22	359,875	-	-	-	-	89	1,191,844	-	-	-	-	299	5,798,331
管	雲南市	132	2,963,829	-	-	-	-	-	-	-	-	71	985,593	-	-	-	-	203	3,949,422
	奥出雲町	23	401,370	-	-	1	25,196	-	-	-	-	4	21,797	-	-	-	-	28	448,363
	飯南町	33	881,413	-	-	21	334,679	-	-	-	-	14	184,454	-	-	-	-	68	1,400,546
理	出雲県土	76	1,779,759	-	-	25	369,498	-	-	-	-	31	755,397	-	-	-	-	132	2,904,654
	出雲市	76	1,779,759	-	-	25	369,498	-	-	-	-	31	755,397	-	-	-	-	132	2,904,654
設	県央県土	42	473,346	-	-	3	33,703	-	-	-	-	14	145,005	-	-	-	-	59	652,054
	大田市	11	130,268	-	-	-	-	-	-	-	-	4	30,500	-	-	-	-	15	160,768
	川本町	7	105,465	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8,272	-	-	-	-	8	113,737
	美郷町	8	114,810	-	-	2	27,929	-	-	-	-	7	88,819	-	-	-	-	17	231,558
	邑南町	16	122,803	-	-	1	5,774	-	-	-	-	2	17,414	-	-	-	-	19	145,991
浜田県土	29	550,014	-	-	3	20,740	-	-	-	-	-	22	175,560	-	-	-	-	54	746,314
	浜田市	18	331,842	-	-	2	13,323	-	-	-	-	20	160,066	-	-	-	-	40	505,231
	江津市	11	218,172	-	-	1	7,417	-	-	-	-	2	15,494	-	-	-	-	14	241,083
益田県土	22	298,400	2	240,215	1	4,776	-	-	-	-	-	6	141,036	-	-	-	-	31	684,427
	益田市	6	78,984	2	240,215	-	-	-	-	-	-	4	123,480	-	-	-	-	12	442,679
	津和野町	15	200,468	-	-	1	4,776	-	-	-	-	2	17,556	-	-	-	-	18	222,800
	吉賀町	1	18,948	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	18,948
隠岐県土	19	652,955	-	-	-	-	1	23,459	1	19,605	14	318,802	-	-	1	4,594	36	1,019,415	
	海士町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	51,904	-	-	-	-	5	51,904	
	西ノ島町	3	58,922	-	-	-	-	-	-	-	1	12,777	-	-	-	-	4	71,699	
	知夫村	-	-	-	-	-	-	1	23,459	1	19,605	-	-	-	-	-	2	43,064	
	隠岐の島町	16	594,033	-	-	-	-	-	-	-	8	254,121	-	-	1	4,594	25	852,748	
計	513	9,978,894	2	240,215	55	793,244	1	23,459	1	19,605	214	3,844,762	-	-	1	4,594	787	14,904,773	
市	松江市	24	221,909	-	-	-	-	-	-	-	-	80	810,889	-	-	1	1,537	105	1,034,335
	安来市	5	22,269	-	-	-	-	-	-	-	-	17	380,903	-	-	-	-	22	403,172
	雲南市	116	1,435,178	-	-	-	-	-	-	-	-	161	1,017,853	3	140,640	-	-	280	2,593,671
	奥出雲町	38	180,198	-	-	-	-	-	-	-	-	22	81,587	-	-	-	-	60	261,785
	飯南町	86	904,575	-	-	-	-	-	-	-	-	13	151,209	-	-	-	-	99	1,055,784
	出雲市	24	480,278	-	-	-	-	-	-	-	-	35	321,007	-	-	-	-	59	801,285
	大田市	15	86,737	-	-	-	-	-	-	-	-	21	64,597	-	-	-	-	36	151,334
	川本町	4	19,571	-	-	-	-	-	-	-	-	3	74,829	-	-	-	-	7	94,400
	美郷町	3	12,109	-	-	-	-	-	-	-	-	7	67,661	-	-	-	-	10	79,770
	邑南町	7	31,406	-	-	-	-	-	-	-	-	7	21,552	-	-	-	-	14	52,958
	浜田市	22	217,369	-	-	-	-	-	-	-	-	68	432,692	1	366,971	-	-	91	1,017,032
	江津市	1	3,639	-	-	-	-	-	-	-	-	15	153,538	-	-	-	-	16	157,177
	益田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	68,394	-	-	-	-	13	68,394
	津和野町	6	18,407	-	-	-	-	-	-	-	-	8	107,876	-	-	-	-	14	126,283
	海士町	1	4,527	-	-	-	-	-	-	-	-	4	23,213	-	-	-	-	5	27,740
	西ノ島町	7	115,752	-	-	-	-	-	-	-	-	18	151,412	-	-	-	-	25	267,164
	知夫村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	71,582	-	-	-	-	5	71,582
	隠岐の島町	24	273,496	-	-	-	-	-	-	-	-	38	515,788	-	-	-	-	62	789,284
	計	383	4,027,420	-	-	-	-	-	-	-	-	535	4,516,582	4	507,611	1	1,537	923	9,053,150
	合 計	896	14,006,314	2	240,215	55	793,244	1	23,459	1	19,605	749	8,361,344	4	507,611	2	6,131	1,710	23,957,923

2. 災害関連事業の採択及び防災・減災対策等強化事業推進費の配分

(1) ^{いしがわ}飯石川 河川等災害関連事業

令和3年7月の大雨により、雲南市においては三刀屋川の支川をはじめとする中小河川において、護岸の欠壊などの施設被害が多数発生した。なかでも、飯石川の2カ所においては、施設被害に加え、沿川の家屋浸水が発生した。

このため、災害復旧にあわせて未被災箇所を含む一連区間を改良して再度災害防止を図る改良復旧を申請し、昨年末の査定において決定された。

今後、詳細設計、用地買収等を経て令和5年度の工事完成を予定している。



① ^{あわたに}粟谷工区 (雲南市三刀屋町^{あわたに}粟谷地内)

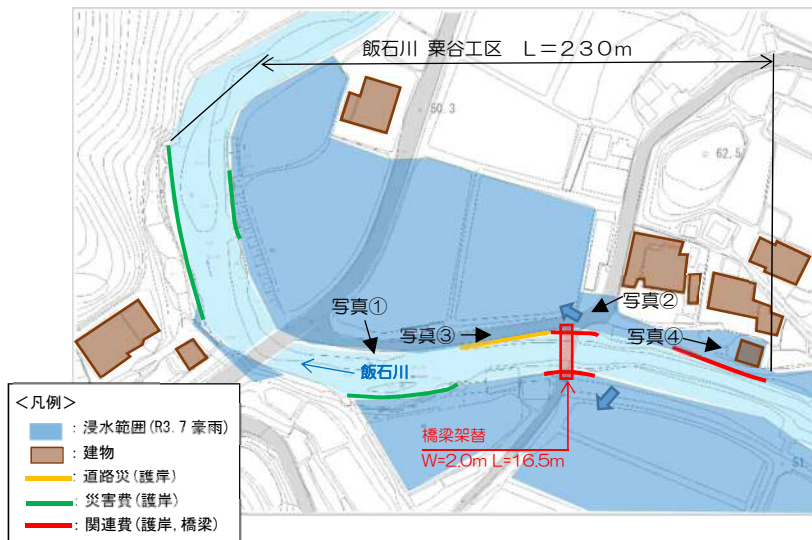
事業内容 被災した護岸の復旧にあわせて、河川断面を阻害し氾濫の原因となった橋梁を、被災流量を安全に流すことが出来る高さに架け替える

事業費 116百万円 (災害費: 61百万円、関連費: 55百万円)

事業延長 230m

工事概要 護岸工 560㎡、橋梁架替 1橋

浸水被害 家屋1戸、田0.7ha



②^{たくわ}多久和工区（雲南市三刀屋町^{たくわ}多久和地内）

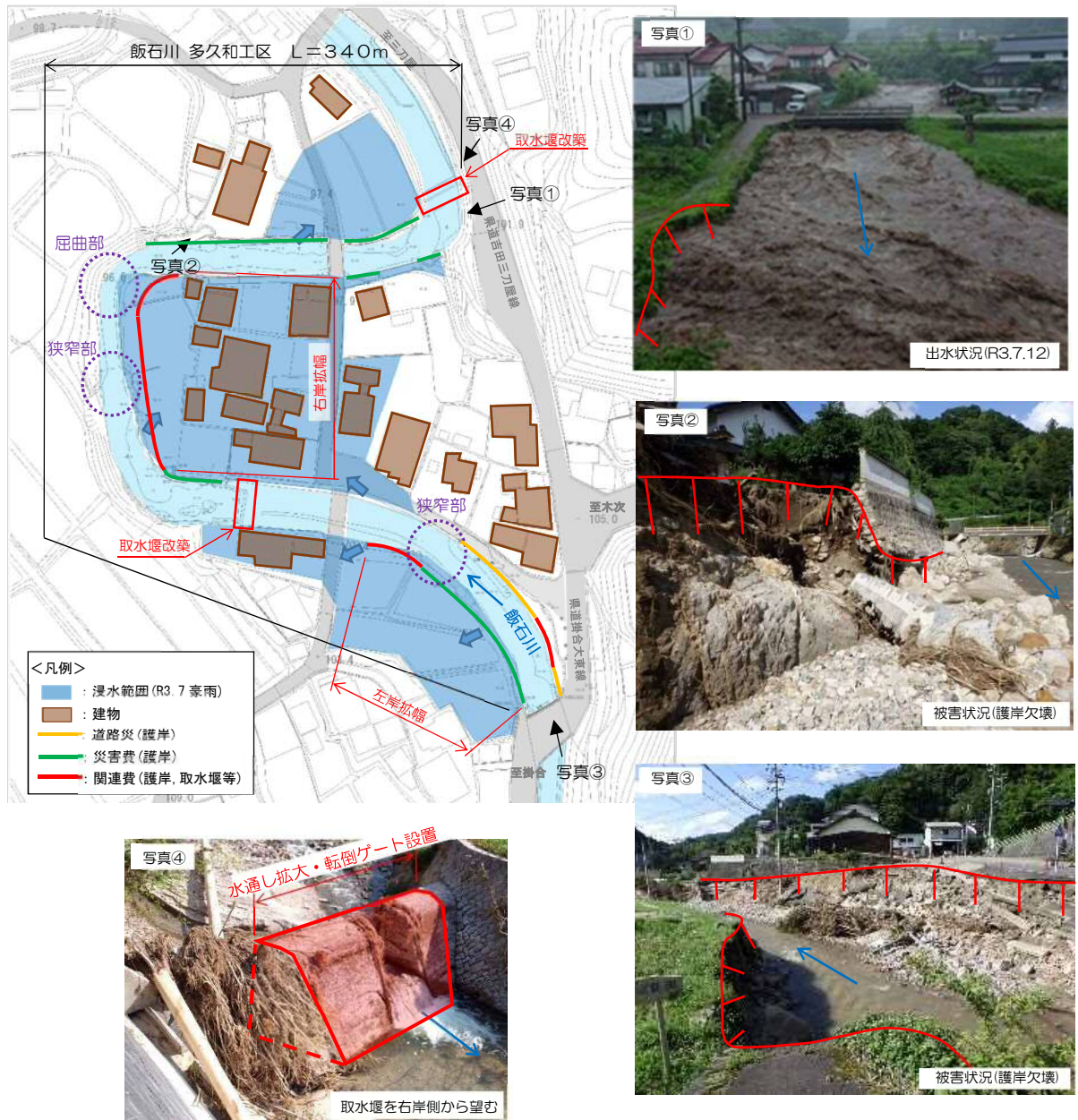
事業内容 被災した護岸の復旧にあわせて、河川断面を阻害し氾濫の原因となった取水堰を改築するとともに、川幅狭窄部の拡幅や、屈曲部の是正を行う

事業費 274百万円（災害費：143百万円、関連費：131百万円）

事業延長 340m

工事概要 護岸工 880㎡、取水堰改築 2箇所

浸水被害 家屋6戸、郵便局1戸、田0.2ha



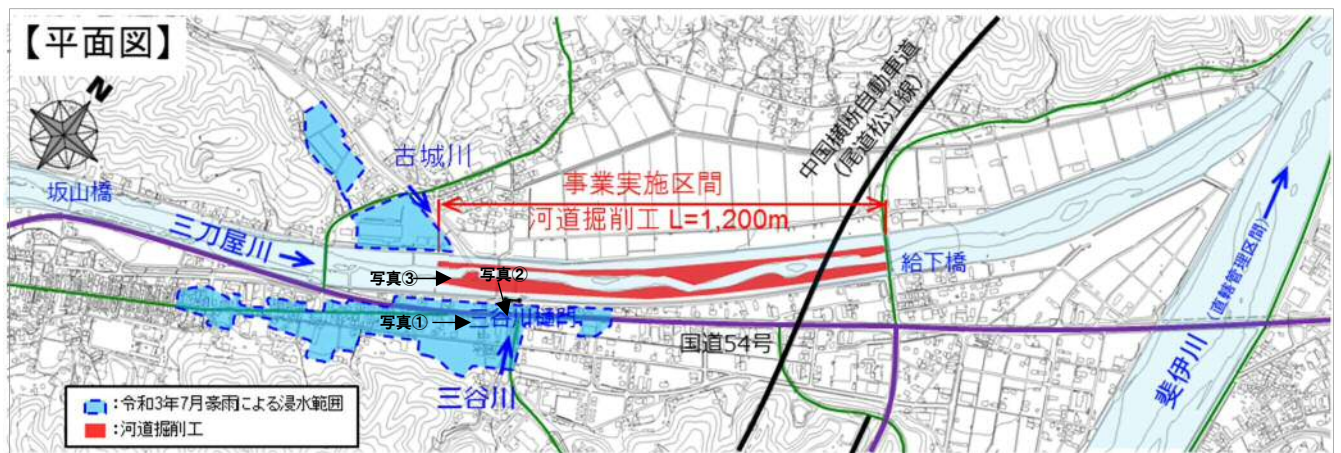
(2) 三刀屋川 防災・減災対策等強化事業推進費

令和3年7月の大雨による三刀屋川の水位上昇に伴い、支川の三谷川が氾濫し、雲南市三刀屋町の市街地を中心に床上浸水6戸、床下浸水53戸、国道の冠水などの被害が発生した。

そのため、再度災害防止対策として三刀屋川の水位低下を図るための河道掘削に「防災・減災対策等強化事業推進費」を活用することとし、予算要求していたが、12月13日付けで国土交通省より配分の決定が通知された。

【事業概要】

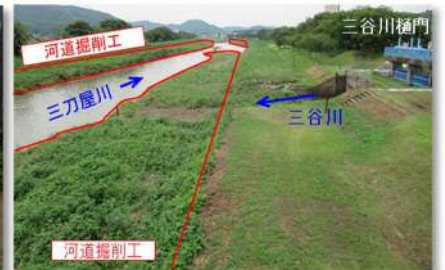
事業費	400百万円
事業延長	1,200m、河道掘削工 47,000m ³
事業期間	令和3年度～令和4年度



写真① 国道54号冠水状況 (R3.7.12)



写真② 三谷川周辺浸水状況 (R3.7.12)



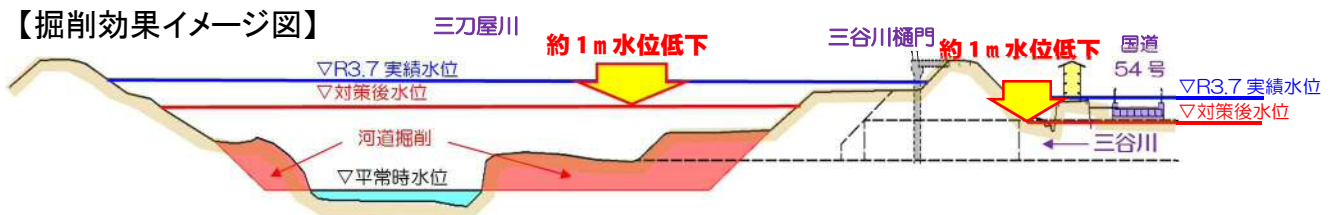
写真③ 三刀屋川掘削範囲

【事業効果】

事業実施により、三刀屋川の流下能力が向上し、令和3年7月と同規模の降雨があった場合に、三谷川合流地点で約1mの水位低下が図れる。

そのため、三谷川樋門の閉鎖時間が短くなることから、樋門閉鎖後の三谷川の内水位が約1m低下し、家屋浸水や国道などの道路の冠水が解消される。

【掘削効果イメージ図】



み たにがわしせん
 (3) 三谷川支川災害関連緊急砂防事業

【概要】

- ・三谷川支川（雲南市吉田町深野）は、令和3年7月12日の梅雨前線豪雨により、山腹が崩壊し土石流が発生。
- ・土石災害に緊急に対処するために、国土交通省に災害関連緊急砂防事業の申請を行い、8月12日に事業採択を受け事業を実施中。

【事業内容】

- ・実施主体：島根県
- ・工事内容：砂防堰堤1基、溪流保全工65m
- ・事業期間：令和3年度～令和4年度
- ・事業費：272百万円
- ・保全対象：人家1戸、市道
- ・R3事業内容：測量調査設計



砂防施設の整備により地域住民の安全・安心を確保します！

島根県住生活基本計画（素案）等について

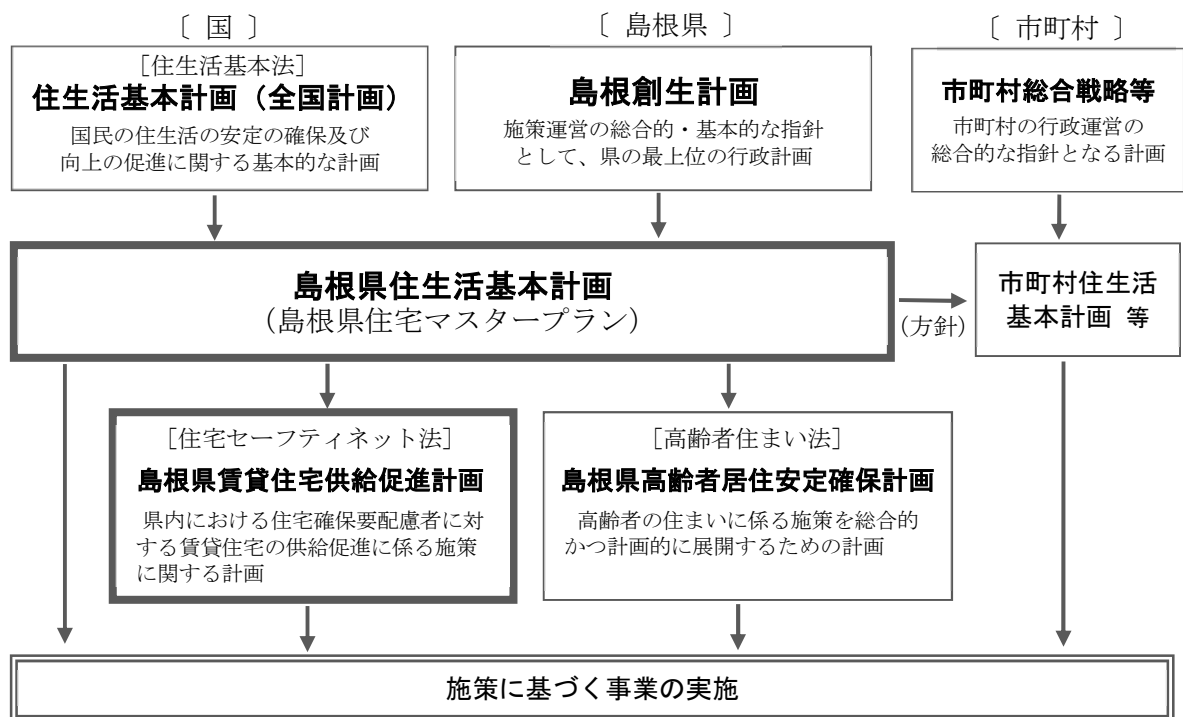
1. 島根県住生活基本計画の見直し策定について

住生活基本法に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定める島根県住生活基本計画について、全国計画の見直し（令和3年3月）を踏まえ、現行計画策定後の社会経済情勢に対応させるため、見直しするもの（現行計画の期間：平成28年度～令和7年度）

2. 島根県賃貸住宅供給促進計画の策定について

地域の実情に応じたきめ細やかな居住支援を推進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、新たに策定する

3. 策定計画の位置づけ



4. 島根県住宅政策懇話会における検討

計画案の作成にあたり、県内の有識者で構成する島根県住宅政策懇話会において、住生活に関する基本的課題の整理や対応施策の方針等について検討を行った。

（第1回会議：8/20、第2回会議：11/9、第3回会議：12/13）

5. 今後のスケジュール

令和4年1月中旬：パブリックコメントの実施（両計画案）

令和4年3月上旬：計画の決定

第4次島根県住生活基本計画（第6次島根県住宅マスタープラン）（素案）【概要】

第1章 島根県住生活基本計画策定の背景と役割

1. 策定の背景	<p>令和3年3月の住生活基本計画（全国計画）の見直しを受けて、本県の住生活に関する諸課題や社会情勢への変化を踏まえた住宅施策の展開を図るため、現行計画を見直し、新たに第4次島根県住生活基本計画（第6次島根県住宅マスタープラン）とする。</p>
2. 島根県住生活基本計画の役割と位置づけ	<p>○県民の住生活の安定及び向上の促進に関する基本的な計画 ○島根創生計画の目標実現に向けた住宅施策の基本指針 ○市町村が行う住宅施策の基本的指針 ○県民に推進すべき住宅施策のあり方を示し、施策推進への参画を促すもの</p>
3. 計画の期間	<p>令和3年度～令和12年度（10年間） ※社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年が経過した時点で見直しを行う。</p>

第2章 住生活に関する施策の基本的考え方

島根県の住宅施策に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 良質な住宅ストックの形成と性能の向上 ⇒ 社会情勢の変化、多様化する県民ニーズへの対応 ● 多様な暮らし方に対応する住まいづくり ⇒ 少子・高齢化、持続可能な地域づくり、新たな日常への対応 ● 住宅セーフティネットの充実 ⇒ 様々な住宅確保要諦者への対応、重層かつ柔軟な支援体制の確保 ● 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却 ⇒ 増加する空き家への対応、除却を含めた総合的な対策の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素社会に向けた住宅循環システムへの対応 ⇒ 2050年カーボンニュートラルへの対応、環境対策への意識啓発 ● 頻発・激甚化する自然災害に対する住まいへの備え ⇒ 地震、土砂災害、水害等自然災害へのハード・ソフト面での備え ● 社会変化に対応した住生活産業の発展 ⇒ 災害・環境対策など社会情勢に応じた持続可能な住宅市場づくり ● 地域特性への配慮 ⇒ 景観の維持、県産材の活用など、地域の実情に応じた施策展開
---------------	---	---

第3章 住生活に関する目標と施策

目標1 住み続けられる豊かな住まい・住環境

生活の基盤となる住宅の質を高めるとともに、地域や福祉サービスと連携した住環境を整え、子どもから高齢者まで、多様な世代が安心して住み続けられる住まい・住環境を目指します。

1 良質な住宅ストックの形成

- 1-1 住宅のバリアフリー化・省エネルギー化等の性能の向上
- 1-2 適切な住宅リフォームの推進
- 1-3 長期に住み続けられる優良な住宅の供給と流通の推進

2 豊かで災害に強い住まい・住環境づくり

- 2-1 住宅や建築物の耐震化の促進
- 2-2 自然災害に対する住宅・住宅地の安全確保
- 2-3 被災時の住まいの確保と支援体制の整備
- 2-4 安全で豊かなまちなみの形成・景観保全

3 多世代が支え合う住みやすい住環境づくり

- 3-1 子育てしやすい居住環境の整備（同居・近居の推進）
- 3-2 高齢者等が住み続けられる快適な住宅の整備・供給
- 3-3 小さな拠点づくりや地域包括ケアシステムと連携した住環境づくり

〔目標1〕成果指標	基準	目標
耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率	25.4%（H30）	10%
高齢者の居住する住宅の高度のバリアフリー化率	12.2%（H30）	20%
新築住宅における長期優良住宅の割合	7.0%（R2）	15%
島根県被災住宅応急復旧相談員の登録者数	370人（R3）	600人
子育て世帯に配慮又は優遇した住宅整備支援制度を設けた市町村数	7市町村（R3）	全市町村

目標2 多様な暮らしに対応できる住環境やセーフティネット

働き方改革の進展やコロナ禍に伴い、人々の暮らし方は大きく変化しています。

「新たな日常」においても、県民やこれから県民となる方、誰もが住みたい場所に安心して住むことができ、自分らしい暮らしを実現でき、「島根に暮らしてよかった」と思えるような社会づくりを目指します。

4 移住・定住の推進と多様な暮らし方への対応

- 4-1 移住・定住者向け住宅の整備・供給
- 4-2 多様な暮らし方（職住一体や二地域居住等）への対応の推進
- 4-3 移住・定住者等への住まいに関する支援体制の強化

5 重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築

- 5-1 柔軟に対応できる住宅セーフティネット機能の充実（相談体制の整備）
- 5-2 公営住宅の安定供給と性能の向上
- 5-3 空き家等を活用したセーフティネット住宅の推進

〔目標2〕成果指標	基準	目標
しまね定住推進住宅整備支援事業（改修）による整備戸数	36戸（R2）	200戸
空き家バンク新規登録数	—（R3）	4,000戸
公営住宅の高度のバリアフリー化率	39.2%（R2）	50%
セーフティネット登録住宅を有する市町村数	9市町村（R3）	全市町村
市町村又は地域ごとの居住支援協議会を設立した市町村数	0市町村（R3）	全市町村

目標3 地域資源を活かした持続可能な住宅市場

豊かな自然や美しい景観、魅力ある地域資源を最大限に活かすために、住生活産業の発展を推進するとともに、住生活に携わる様々な方々と連携して、持続可能な島根づくりを目指します。

6 空き家の適切な管理・除却・利活用

- 6-1 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却の推進
- 6-2 空き家の利活用による空き家発生抑制
- 6-3 空き家の流通促進

7 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの推進

- 7-1 住まいの環境対策に関する県民への意識啓発
- 7-2 環境とエネルギーに配慮した住宅の普及
- 7-3 既存住宅の流通の活性化

8 持続可能な住生活産業の発展

- 8-1 県産木材や石州瓦等の県産材料の活用推進
- 8-2 中小住宅生産者等に対する支援
- 8-3 技術者の育成・担い手確保と新技術の活用
- 8-4 社会情勢の変化への対応と住生活産業との連携

〔目標3〕成果指標	基準	目標
空き家バンク新規登録数〔再掲〕	—（R3）	4,000戸
居住目的のない空き家数	33,200戸（H30）	40,000戸程度におさえる
新築住宅における木造住宅率	76.9%（R2）	85%
一部でも窓が二重サッシまたは複層ガラスとなっている住宅ストックの比率	28.4%（H30）	45%
既存住宅の流通シェア	23.7%（H30）	30%

第4章 公営住宅の供給の目標量

公的賃貸住宅の供給の目標量	10年間（R3～R12）	うち前半5年（R3～R7）	
公的賃貸住宅の供給目標量	約7,500戸	約5,000戸	※供給目標量とは、公営住宅（公営住宅の入居基準に準じて入居管理を行う公的賃貸住宅を含む。）の新規建設戸数、建替えによる建替え後の戸数、既存の空き家募集の戸数等の合計
公営住宅の整備目標量	約620戸	約300戸	※整備目標量とは、新規の建設戸数や建替え後の供給戸数等の合計

第5章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けた連携体制	<p>本計画に掲げる施策は、県及び市町村において、県民の豊かな住生活の実現に向けて果たすべき役割のもと、島根県地域住宅協議会、島根県建築住宅施策推進協議会、島根県居住支援協議会、建築士や住宅関連団体など、住生活に関わる全ての主体と連携して推進する。</p>
---------------	--

島根県賃貸住宅供給促進計画(素案)【概要】

1. 施策の背景、目的

- 平成 29 年 4 月、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法。以下「法」という。）が改正され、これに基づき、民間の空き家・空き室等の活用を柱とした新たな住宅セーフティネット制度が開始
- 多様化する住宅確保要配慮者の状況を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな住宅セーフティネットの構築を推進する。

2. 計画の位置づけ

- 住宅セーフティネット法第5条第1項の規定による都道府県計画
- 「島根県住生活基本計画」で掲げる目標の実現に向けた施策の具体的な取り組みを示すもの

3. 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

※社会経済情勢の変化等に対応するため、島根県住生活基本計画の見直しにあわせて（5年後）見直しを行う。

4. 本計画における住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項の規定による者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者
法施行規則第3条の規定による者	外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者（配偶者暴力防止等法の規定に基づく者）、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、更正保護対象者、生活困窮者、大規模災害の被災者
法施行規則第3条第11号の規定により本計画において定める者	妊娠している者、LGBTQ、児童養護施設退所者、DV被害者（上記以外）Uターン・Iターン等の県内への転入者、学生、原子爆弾被爆者、戦傷病者、海外からの引揚者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

5. 賃貸住宅の供給の目標

(1) 公的賃貸住宅

島根県住生活基本計画で定める公的賃貸住宅の供給の目標量に基づき、公平かつ的確に供給する。

10年間（R3～R12）	うち前半5年（R3～R7）
約 7,500 戸	約 5,000 戸

(2) セーフティネット住宅※

住宅確保要配慮者の多様なニーズに対応できるよう、空き家の所有者、賃貸住宅事業者等に対して、空き家・空き室等を活用したセーフティネット住宅の普及に向けた意識啓発を行い、登録住宅数の拡大を図る。

※ 法第8条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、都道府県知事の登録を受けた民間賃貸住宅

6. 目標達成のために必要な事項

- (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進：建替え等整備の推進、適切な維持管理の実施 等
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進：セーフティネット住宅の登録推進 等
- (3) 住宅確保要配慮者への居住支援：相談体制の整備、居住支援法人の指定数の拡大 等
- (4) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化：個人情報保護や維持管理への指導助言 等
- (5) 計画の推進に向けた体制：島根県居住支援協議会を中心とした施策の展開